

令和6年度公民館自主運営講座活動グループ募集要項

- 1 趣 旨 技術の習得や教養を高めたいグループに、学習活動の場所の提供と講師謝金の補助を行う。
- 2 主 催 階上町教育委員会
- 3 活動期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 活動場所 道仏公民館、ハートフルプラザ・はしかみ、石鉢ふれあい交流館、陶芸作業所、道仏交流センター
- 5 活動条件
 - (1) 活動人数は8人以上であること。
 - (2) 発起人（参加代表者）は町民であること。参加者は町内外問わないが、半数以上は、町民又は町内に勤務している方であること。また、講師は、参加者に含まれない。
 - (3) 企画運営は自分たちで行うこと。
 - (4) 6回以上の講座（学習活動）を計画すること。
 - (5) 活動内容が健全であること。
 - (6) 町民文化祭時の、作品展示又はステージ発表等に協力すること。
- 6 支援内容
 - (1) 支援期間は1年更新とし、3年間を限度に支援します。
 - (2) 講師謝金

講師を依頼した講座を開催した場合において、講師謝金を講座回数の2分の1、最大4回まで補助する。講座1回当たりの謝金支出限度額は次のとおりとする。ただし、複数人の講師を依頼する場合、人数に限らず、1回当たり上限額は10,000円とする。

町内在住の講師：上限 5,000 円

町外在住の講師：上限 10,000 円
 - (3) 施設使用料

講座開催に使用する施設の使用料は免除とする。
- 7 そ の 他 あおもり県民カレッジ単位認定講座とする。
参加者の募集を町の広報やホームページに掲載する。

公民館講座運営について

1 生涯学習施設としての公民館

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供等、地域における住民の学習需要に総合的に応える社会教育施設であり、また、地域社会の形成や地域文化の振興にも大いに貢献する等、住民の日常生活にもっとも身近な生涯学習のための施設としてその役割を求められている。

2 公民館講座開設の今後の方針

最長 3 年間の援助を受け、自主的に学習活動を進めていく中で、さらに自立した学習グループとして活動し、より多くの住民が参加できるような態勢を整えていく。

令和 6 年度 公民館自主運営講座活動 事務手続の流れ

(1) 活動団体の募集

事務局が、広報はしかみ及び町ホームページにて募集します。

(2) 申請書類の提出

【提出書類】

公民館講座活動申請書（様式 1）、公民館講座参加者名簿（様式 2）

(3) 書類審査

教育委員会で申請書類を審査し、承認を決定します。

(4) 参加者の募集

事務局が、広報はしかみ及び町ホームページにて募集します。

(5) 参加者名簿の提出

参加者が決まり次第、活動開始前に改めて参加者名簿（様式 2）を提出してください。

(6) 活動実施

活動ごとに、活動日誌（様式 3）・出席簿（様式 4）に記入してください。

(7) 実績報告書の提出

事業終了後 20 日以内又は令和 7 年 3 月 31 日（金）のいずれか早い日までに提出してください。

【提出書類】

- ① 公民館講座実績報告書（様式 1）
- ② 公民館講座参加者名簿（様式 2）
- ③ 公民館講座活動日誌（様式 3）
- ④ 公民館講座出席簿（様式 4）
- ⑤ 活動写真（4 枚程度）